

文書館 ニュース

山口県文書館
Yamaguchi Prefectural Archives

No.55

contents

- 藩の文書保存・管理 2/3
- 歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議 4
- 旧市町村役場文書の追跡調査 4
- 資料小展示から：脱花押!! 5
- 「明治期山口県布達類」にみる感染症対策 5
- 令和二年度の新収諸家文書の紹介 6
- さまざまなオンラインサービスへの取り組み 7
- 新型コロナウイルス感染症への対応 7
- すごろくでたどる明治期の日本 8

文書記録を残す、伝える

藩の文書保存・文書管理



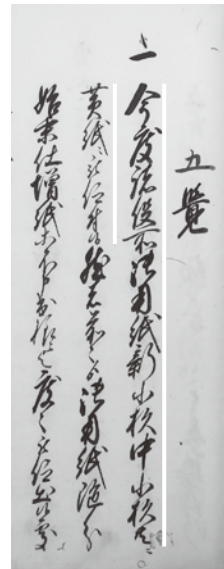
～萩藩の事例から～

当館が所蔵する毛利家文庫と徳山毛利家文庫。この二つの文書群は、江戸時代の「藩」という組織が、膨大な文書記録を作成し、それを保存・管理し、長く残し続けたことを物語ります。

萩藩を例にとり、藩における文書管理、文書保存のあり方を紹介します。

○「黄紙」の使用 — 紙の公私 —

宝永七年（一七一〇）四月、藩は藩庁で使う紙を「黄紙（きがみ）」としました。紙の公私を区別するためです。「黄紙」は黄檗（きはだ）を用いて漉いた黄色の紙です。

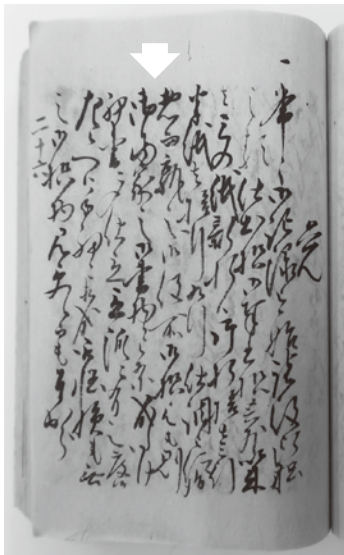


「二十八冊御書付」7

「このたび諸役所御用紙、新小杉・中小杉ともに黄紙に仰せ付けられ候…」
*新小杉・中小杉・紙の規格のこと

○勝手に捨てるな

藩は、役所の記録はすべて「御当家」、すなわち藩のものと言っています。文書を廃棄・反古とする場合、事前の申請、許可が必要でした。



「御書付其外後規要集」19
(文政6年[1823])

「すべていづれの御役所御控にてもすなわち御当家の御書物に候条…」

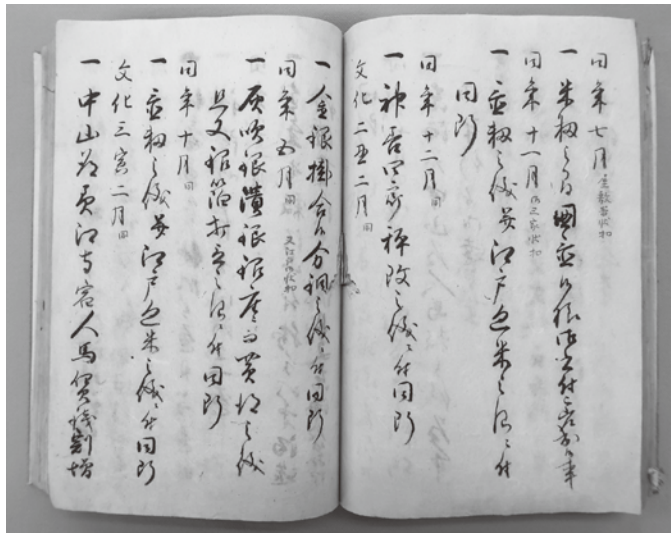
○櫓と御宝蔵 — 文書の保存場所 —

城の櫓（矢倉）は、太平の世が続くと、次第に文書や物品の保存場所として用いられました。萩城の場合、当職所のほか、上勘所が南御門櫓、上御用所が山中櫓、郡奉行所が三重櫓を文書保存の場所として用いています。必ずしも保存環境は良くなかったようです。

藩の重要文書は、萩城本丸の「御宝蔵（ごほうぞう）」で保存されています。萩城天守閣に文書が保存されるケースもあったようです。



萩城天守と南御門櫓(81写真113-3)



「当用諸記録提要」(59目次91)

各記録の記事の概要を書上げ、その元となる記録名を朱書きで示したものです。配列は主題別。文政8年(1825)編纂、全18冊。

○文書目録と検索手段の作成

役所は定期的に文書整理を行い、目録を作成しました。当職所の場合、最初の整理は享保年間(一八世紀前期)。文書は櫃に納め、萩城の櫓などで保存しました。

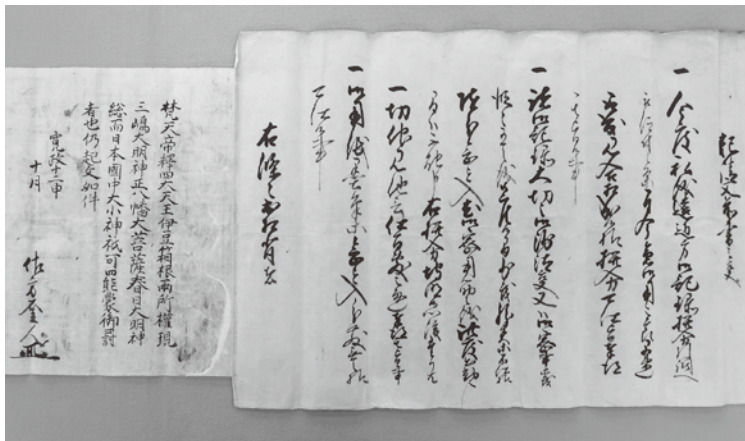
また、記録から必要情報を探し出すため、検索手段の整備も不可欠でした。当職所の場合、一九世紀前半に「相府年表」、「当用諸記録提要」が作成されています。担当者は渡辺平吉。記録方など長く記録管理を担当した藩士でした。

○「記録方」と守秘義務

「記録方」は、当職所など一部の役所に置かれた文書管理専門の役人です。日常的な文書管理、文書目録の作成、検索手段の整備、調査業務などを担当しました。

重要文書も扱うため、就任にあたり、「守秘義務」遵守を誓約しました。在職中はもちろん、退任後も機密情報は他言しないこと。高いモラルが求められました。

当職所記録方は、おもに大組より下に位置する下級藩士が就きましたが、のちに当職所の右筆になった者もいます。閑職ではありませんでした。

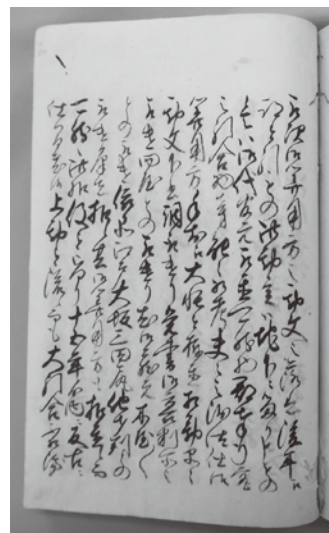


「遠近方記録方起請文(部分)」(遠用物近世後期1548)

遠近方の歴代記録方就任者による起請文。遠近方は「分限帳」「諸触控」など家中管理に関する記録を数多く保存していました。

○役人の意識

文書の紛失は処罰の対象でした。役人自身も、将来批判を受けず、任期中の正当性を証明するため、文書は残しておくべきと認識していました。

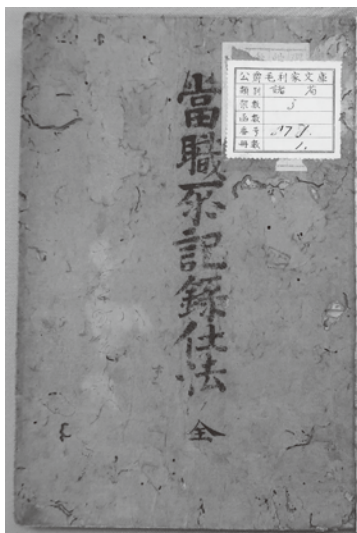


「下村手控」(11政理71)

藩士が綴った職務覚書。文書保存の重要性を述べた箇所があります。

○記録作成マニュアル

寛保二年(一七四二)、当職所の記録作成マニュアル「当職所記録仕法」が作成されています。記録作成に関する考え方がよくわかる内容です。



「当職所記録仕法」(9諸省70)

18世紀後半期、当職所などの文書整理業務を歴任した柿並市右衛門が作成しました。

第11回

「歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議」を開催しました



令和二年十月三十日、山口県立山口図書館レクチャールームを主会場に、第一回「歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議」を開催しました。これは、平成二十二年度から年一回、県内市町の文書管理や文化財保護の担当者などを対象とした当館主催の会議です。今年は新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながらの開催となりましたが、十六名の参加者がありました。

今回は、「実例から考える歴史的公文書の評価・選別」をテーマとして、歴史的公文書の評価・選別を考えてみることにしました。

会議の前半は、長門市総務部総務課行政係の安谷屋妙・高尾佳絵の両氏から、「庁舎移転の際の文書の取扱いについて」と題して報告いただきました。令和元年九月の長門市役所庁舎移転にあたり、保存文書の評価選別と廃棄の実践例の報告でした。経験された方ならではの反省も盛り込まれ、大変勉強になりました。

会議の後半は、班別演習を行いました。演習では、参加者が作成経験のある保存年限が「永年」以外の文書名とその内容を事前に提出いただき、それらを歴史的公文書として保存すべきか否かを討論しました。討論の中で、廃棄と考えていた文書が歴史的公文書に該当することに気付いて認識を改めたとか、歴史的公文書とは何か改めて考えてみたいといった発言もありました。

今後も市町の方々と連携して、歴史的公文書が適切に保存・管理されていくよう努めていきたいと思っています。



旧市町村役場文書の保存状況を追跡調査しました



当館では、県内で市町村合併が進んだ平成十六～十八年度に、市町村役場文書保存支援事業を行いました。このうち、昭和二十八年に施行された町村合併推進法に則って行われた、いわゆる「昭和の大合併」以前の市町村役場文書を旧市町村役場文書と称して、所在状況確認調査を実施しました。

この時の調査から間もなく一五年を迎え、文書保存場所の中には庁舎の移転や改築なども進んでいることから、改めて現況を確認することとしました。

その結果、前回の調査とまったく状況が変わっていない「懐かしい」場所もあった一方で、書棚に直に並んでいた文書を文書箱に収納したり、前回調査後に自力で目録を作成したりしているところもありました。中には、防虫剤を置くなどして、できる限りの保存に努めているところもありました。さらに、今回の調査で新たに文書が発見された場所もありました。

一方で、庁舎の移転や、書庫スペース確保を契機として、文書を廃棄したケースも見られました。また、前回調査後に文書を移動した結果、現在では行方がわからなくなっているところもありました。

旧市町村役場文書は、かつての地域の様子を知ら手がかりとなる重要な歴史資料です。引き続き適切な保存・管理をお願いすると共に、当館も積極的に支援を進めていきたいと思っています。



令和2年度の資料小展示から 脱花押!!

一五〇年前、明治政府は「ハンコ」
(実印・印鑑)の使用を求めました

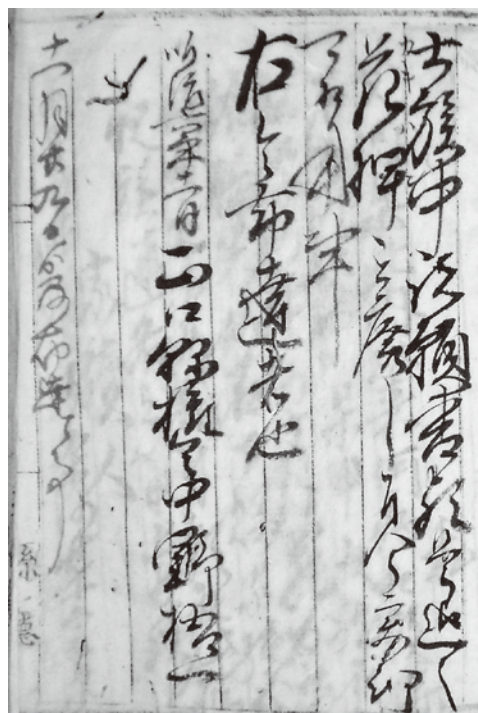


昨年政府は、印鑑の使用について見直すことを決め、一部の書類を除いて押印の廃止を進めています。一時、「脱ハンコ」という言葉が一人歩きして物議を醸しました。

さて、明治初年のこと、士族に対して官公署への願書に実印を用いるよう布達が出されました。それまで当たり前のように署名の下に「花押」を据えていた士族たちは、違和感を持ったと思われます。

もちろん、士族たちは印鑑も所持していました。布達以前の願書に印鑑の使用例が確認できますが、そこには「幼少ニ付」と記載があります。つまり、成人の士族は「花押」を据えるという、伝統、慣習、馴染んだ感覚というのは、そう簡単には変わらなかったでしょうね。

「脱ハンコ」も、いずれ社会に定着していくのでしょうか？



「士族中江諸布令諸仕出共控」(大島郡役所文書 82)
明治6年(1873)11月、山口県権令中野梧一の布達を大島郡役所が書き留めたもの。「花押を廃し」とあり、花押には「カキハン」のルビが付されています。

「明治期山口県布達類」にみる感染症対策 気をつけるー節制と用心ー



「明治期山口県布達類」は、明治四年(一八七二)から県立山口図書館が開館した明治三十六年までの布達・県令・県報・月報などで構成される資料群です。政府から発せられた各種の法律・法令に基づいた県政が強く意識されていたことがわかります。政府指示の伝達にとどまらず、郡市町村からの「伺」、県庁担当部署からの「回答・指令」には、法律・法令に忠実であろうとする真摯な姿勢を感じ取ることができます。

衛生的な社会の実現は、近代国家に課せられた重要な課題でした。それゆえ、布達や県令によると、天然痘やコレラなどの感染症対策として注意喚起が繰り返されていました。種痘接種が督促された一方で、「清潔にしよう」とか「手を洗おう」など、「気をつけよう」のレベルにとどまるものも多々見られます。写真は、明治二十年八月の県布達。暴飲暴食をさげること、深夜の飲食を慎むことを呼びかける布達の末尾には、気をつけるべき食べ物の数々が掲げられています。結局、節制と用心が、予防の第一歩であるということなのかもしれません。

十八年第三拾四號公布ヲ以テ種痘輯
四拾號ヲ以テ該細則ヲ布達シ各戸長
痘兒ハ勿論初種以上ノ者ニテモ接種
ハ督促シテ毎年二季ニ種痘セシムルニ
ハ規則通り施行スルハ勿論ニシテ本
接種ヲ怠ラズ故ニ縣下該病患者發生

たあ いか かに び
いわら たにら び
なまきうぞ あけもの

明治期山口県布達類212

新収諸家文書を

紹介します！

今年度、一三家・一、七七五点の諸家文書の閲覧を開始しました。その中から三つを紹介します。

■大野毛利家文書

大野毛利家は、萩藩領上関宰判大野村（現、平生町）を本拠とした毛利氏の一門（禄高約八、六一八石）です。同家は、中世に西石見の有力国人であった吉見氏の流れをくみます。代々の当主は、加判役・当職・当役などの要職を歴任しています。

文書は一部吉見家伝来の文書も含まれています。大部分は大野毛利家が萩藩士（一門）として活動したことにより作成・授受された文書からなっています。当職就任、知行の安堵・加増、家督の安堵、婚姻の許可、一字拝領等に関わる文書が中心ですが、給人法など大野毛利家の家中支配に関わる文書も含まれています。

■兄部家文書

兄部（こうべ）家は、家伝によれば崇神天皇の皇子である豊城入彦（とよきいりひこ）を始祖とします。同家は、防府天満宮の社頭に成立した相物（塩物など）の座を統率する職（兄部役、相物師等々）を務めたことにより、その職名を名字としました。中世には、大内氏や毛利氏の庇護を受けて商権を握り、近世には、酒造も手がけて、御吉例酒・御用酒

を献上し、また三田尻往還（山陽道）に面した家屋敷は、宮市（現、防府市）の本陣でした。

文書は、戦国期以降に毛利氏から兄部役の安堵、屋敷地料の免除など、同家の権益を保証されたものや、由緒に関わる文書群が中心です。県有形文化財に指定されています。

■藤山一雄文書

藤山一雄（一八八九―一九七五）は、山口県玖珂郡神代村平原（現、岩国市由宇町神東）出身の知識人・文化人、篤農家です。東京帝国大学法科大学を卒業後、下関日本基督教会で受洗し、下関梅光女学院に勤務。学内外で精力的に活動し、下関に文化的な痕跡を残しました。その後満鉄嘱託となり渡欧・渡米、一九三一年に関東軍の要請で「満州国独立宣言」文案を起草しています。翌年から満州国国務院実業部総務司長、国務院恩賞局長として活動し、一九三九年には満州国国立中央博物館副館長に就任しています。

終戦後帰郷し、地元で周東養鶏農業協同組合を設立、山口県顧問、山口県農山漁村新生運動協会顧問を務める傍ら、農山漁村振興対策審議会委員、町村合併調整委員など県の各種公職を歴任し、農村生活の向上に尽くしました。文化人としても評価は高く、著書・論文・雑誌・新聞投稿記事が多数あります。文書は、藤山が作成、授受、収集した文書記録、図書、刊行物、モノ資料で構成されます。満州国関係のものが多数残されているのが特徴で、「満州国国立中央博物館館長之印」もあります。

■令和二年度の新収諸家文書

No.	文書名	点数	主な文書の年代	文書群の特徴（関連地域、個人・家の歴史、就任役職等）
1	恵良宏収集文書	27	中世～現代	コレクション
2	大野毛利家文書	245	中世～近世	萩藩士（一門）
3	大本氏収集文書（追加）	56	近世～近代	コレクション
4	熊谷家文書（追加）	83	中世～近世	萩藩士（寄組）
5	兄部家文書	74	中世～近世	商家
6	小山家文書（追加）	83	近代～現代	教員／軍人
7	竹中家文書	9	近代～現代	軍人（砲兵）
8	多田穂波収集文書（追加）	138	近世～現代	コレクション
9	内藤家文書（光市）	1	近世	武家
10	波多野家文書（光市）	21	中世～近世	大内氏家臣／勘場医
11	藤山一雄文書	944	近世～現代	満州国官僚／新生運動／知識人／文化人
12	増野家文書（追加）	5	近世～近代	萩藩陪臣（永代家老益田家臣）
13	山根家文書（山口市）	89	中世～近代	桑名藩士／甲州流軍学／図書

さまざまなオンラインサービスへの取り組み

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、一時閉館や来館制限、イベントの中止など、当館の活動・サービスが大きく制限されました。

このような状況を受け、少しでもみなさんのお役に立てるよう、オンラインサービスの充実をめざし、以下の取り組みをおこないました。

■ウェブサイトのコンテンツ追加

①資料画像New!

デジタルアーカイブ内に、様々な時代・分野の資料画像を少しずつ掲載しています。



資料画像New!の1画面

②Web版小展示

資料小展示において展示した資料の画像・解説等を、会期後、ウェブサイトに上でご覧いただけるようにしました。

③Web古文書

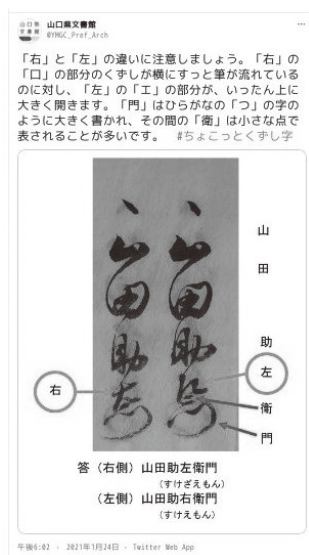
例年五月開始の古文書講座は、十月に完全中止が決定しました。その

間お楽しみいただくものとして、ある程度文章が読める方向けに、資料画像と釈文、解説を定期的に掲載しました。

■SNS開始

より多くの方に当館や県の歴史・文化への関心を深めていただくため、FacebookおよびTwitterを開始しました。所蔵資料や当館の活動、ウェブサイトのコンテンツの紹介を中心に投稿しています。

また、Web古文書では難しすぎるといふ方向けに、一語単位でのくずし字解説「ちょこつとくずし字」の投稿もおこないました。



「ちょこつとくずし字」

■古文書オンライン講座の試験的实施

来年度以降のイベント・講座実施方法を検討するため、今年度の古文書講座受講予定者等に御協力をお願いして、オンライン講座を試験的に実施し、運営方法や資料の見せ方をテストすると共に、基本的な操作の習熟に努めました。

いずれも、ありがたい御反響をいただいています。みなさんの御意見・御感想をもとに、よりよいサービスへ育てていきたいと思っています。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対策として、当館では以下の措置を取っています。

- ①閲覧室の利用人数制限…閲覧室の利用可能人数を8名までとし、座席を減らした上、対面で着席することのないようにしています。
- ②換気…換気機能付きの空調が作動していない時には窓を開放して換気を徹底しています。
- ③消毒…消毒液の設置、机やロッカーの拭き取りの他、ガラス文鎮や文房具はカウンターで管理し、消毒・洗浄をおこなっています。
- ④飛沫対策…職員だけでなく利用者にもマスクの着用をお願いするとともに、閲覧室カウンターにアクリル板の仕切りを設置しています。



閲覧室カウンター周辺の様子

なお、今後も、状況に応じて来館制限等をおこなう場合があります。御不便をお掛けしますが、御理解、御協力のほどお願いいたします。

史料紹介

■「すごろく」でたどる明治期の日本

さいころを振ってコマを進め、上がりを目指す「すごろく」は、かつて子供たちの遊びの定番でした。色鮮やかに印刷されたものも多く、見るからに楽しいです。ゴールには子供たちの夢やあこがれとなるものが描かれ、取り上げられた内容は作成された時代をよく反映しています。当館所蔵の「明治双六」（河崎家文書1373）を紹介しましょう。

このすごろくでは、明治元年（1868）の王政復古を振り出しに、1年ずつコマを進め、明治36年の第5回内国勸業博覧会を目指します。各年毎にその年を象徴する出来事や文物が描かれており、当時の人々が明治期の日本の歩みをどのように捉え、感じていたかを見て取ることができます。途中で何度かある「休み」の回には、明治29年の三陸大津波など自然災害や大事件などの年があてられています。

明治35年11月に大阪で発行され、また、上がりが明治36年の内国勸業博覧会となっていることから、大阪市天王寺で開かれた第5回内国勸業博覧会に合わせて作成されたと考えられます。

この博覧会は、様々なパビリオンでの展示に加えて、「ウォーターシュート（大すべり台）」やエレベーター付きのタワー、夜間のイルミネーションなどエンターテインメントが充実していたため、入場者が過去最高の435万人余りに達する大博覧会となりました。

明治時代、日本は殖産興業・富国強兵をスローガンに、近代化を強力に推し進めていきます。そうした明治期の日本の姿をすごろくに見立て、その一つの到達点としての「内国勸業博覧会」＝「上がり」にいたる足取りを視覚的に描いたのがこの「明治双六」と言えるでしょう。明るく描かれた絵にはある種の達成感が感じられます。

このすごろくは傷みがはげしく、折り目の部分に何か所も補修の跡があります。子供たちがこのすごろくで明治期の日本の歩みをたどりながら、何度も何度も楽しく遊んだ姿が思い浮かんできます。



山口県文書館

〒753-0083 山口県山口市後河原150-1
TEL083-924-2116 FAX083-924-2117 <http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/>

利用時間

【開館時間】 火曜日～日曜日 9:00～17:00

【閉館日】 月曜日、祝日、月末整理日、年末年始、資料点検期間

※文書館は山口県立山口図書館と同じ建物内にあります。

閲覧室へは2階へお上がり下さい。

※毎月の開・閉館日は、当館webサイトの閲覧室カレンダーをご覧ください。